

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
					外国 基準値 ppm		
大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類	0.2	0.2	○				<0.05, <0.05
小豆類 えんどう	2 0.4	2 0.4	○		3 加 (Amaranth)		0.06, 0.60 【米国】0.00447~0.0299 (n=6) そらまめを参照 【米国】0.00410~0.178 (n=6)
そらまめ らつかせい その他の豆類	0.4	0.4	○		0.4 米 (Pea and bean, succulent shelled)		
ばいしよ さといも類 かんしよ やまいも こんにやくいも その他のいも類	0.3 0.2 0.05 0.2	0.5 0.5 0.5 0.5	○ ○ ○ ○		0.05 菜 (Potato)		0.06, 0.02 <0.05, <0.05 0.01, 0.01 <0.05, <0.05
てんさい	0.2	0.2	○				<0.05 (#), <0.05 (#)
だいこん類 (ラディッシュを含む)の根 だいこん類 (ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい	0.2 5 0.1 5 0.05 0.5	0.5 5 0.5 5 0.5 5	○ ○ ○ ○ ○ ○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 3 加 (Upland cress) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Napa Chinese cabbages)		0.03 (#), <0.01 (#) 1.98 (#), 0.397 (#) 0.02, 0.02 1.02, 1.57 <0.01, <0.01 0.15 (#), 0.18 (#)
キャベツ 芽キャベツ	3 0.3	5 5	○ ○		1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Cabbages) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Brussels sprouts)		1.09, 0.90 <0.05, 0.10
ケール	5	5	○		1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Kale)		登録作物群: 非結球アブラナ科 葉菜類 (こまつな, チンゲンサイ)
こまつな きょうな チンゲンサイ	5 5 5	5 5 5	○ ○ ○		1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Collards) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Bok choy Chinese cabbages)		1.00, 1.76 1.00, 2.25 2.72, 1.22
カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	1 2 5	5 5 5	○ ○ ○		1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Cauliflower) 1.2 米 (Vegetable, brassica, leafy) 加 (Cauliflower) 3 加 (Garden cress)		0.18, 0.34 0.36 (#), 0.64 (#) 0.88, 2.85 (非結球キャベツ)
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ	3 3	5 5	○ ○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Radicchio)		【米国】レタスを参照 【米国】レタスを参照
エンダイブ しゅんぎく レタス	3 5 5	5 5 5	○ ○ ○		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Endive) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Gerland chrysanthemum) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Head lettuce, Leaf lettuce)		2.02, 0.39 2.67, 1.02 (ロメインレタス) 【米国】レタス <0.01~0.274 (n=8), サラダ菜 0.106~0.959 (n=8) 1.26, 0.48 (食用キク)
その他のきく科野菜	3	5	○		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Cardoon, Edible leaved chrysanthemum)		
たまねぎ ねぎ	0.2 4.5	0.2 5	○ ○		0.02 米 (Onion, bulb) 4.5 米 (Onion, green)		<0.05, <0.05 【米国】<0.006 (n=5), 0.012 【米国】エシャロット (その他のハーブ)を参照 0.14, 0.15 【米国】たまねぎを参照 1.84, 1.46 0.20, 0.07 1.36, 0.14 <0.05, <0.05 (食用ユリ)
にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	0.02 5 0.5 3 0.2	0.2 5 5 5 5	○ ○ ○ ○ ○		0.02 米 (Onion, bulb) 4.5 米 (Onion, green) 4.5 米 (Onion, green) 4.5 米 (Onion, green)		
にんじん パースニップ パセリ セロリ	3 3	5 5	○ ○・申		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Fresh parsley leaves) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Cerley)		1.10, 0.39 【米国】たまねぎを参照 0.85, 0.30 0.97, 1.82
みつば その他のせり科野菜	5	5	○		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 3 米 (Vegetable, leafy, except brassica) 加 (Chinese cerley)		
トマト ピーマン なす	2 1 2	5 5 5	○・申 ○・申 ○・申		0.2 米 (Vegetable, fruiting) 加 (Tomatoes) 0.2 米 (Vegetable, fruiting) 加 (Bell peppers) 0.2 米 (Vegetable, fruiting) 加 (Eggplants)		0.50 (#), 0.73 (#) 0.32, 0.43 0.150, 0.584 (#)
その他のなす科野菜	2	5	○		0.2 加 (Non-bell peppers, Tomatillos)		【韓国】とうがらし 1.14 (#) 0.36, 0.28 (シトウ)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり	2	5	○・申		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.32, 0.52
かぼちゃ	0.7		○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.21, <0.05
しろうり	2		○・禁		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録 (農林水産省からの理由書による要請)
すいか	0.3	0.5	○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.06, 0.09
メロン類果実	0.5		○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	0.16, 0.14
まくわうり			○		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	
その他のうり科野菜	2		○・禁		0.5 米 (Vegetable, cucurbit)	しろうりの緊急登録と同期化した対応 (農林水産省からの理由書による要請) 0.16, 0.20 (にがうり)
ほうれんそう	3		○		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Spinach, New Zealand spinach)	0.42, 0.06, 1.52, 0.32 (散布14日後) 【米国】0.031~2.49 (n=8)
たけのこ			○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn)	0.41, 0.18
オクラ	1		○		0.01 米 (Vegetable, tuberous and corn)	
しょうが			○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	0.84, 0.26
未成熟えんどう	2		○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	1.45, 0.50, 0.52, 0.26
未成熟いんげん	3		○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	1.42 (#), 0.83 (#)
えだまめ	3		○		0.6 米 (Vegetable, legume, edible podded)	
その他の野菜	5		○・申		3 米 (Vegetable, leafy, except brassica), 加 (Garden purslane, Orch leaves, Swiss chard, Vine spinach, Winter purslane)	1.8, 2.8 (ツルナ) (申;モロヘイヤ)
みかん	0.5	1	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Satsuma mandarins)	0.17, 0.02
なつみかんの果実全体	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus)	0.54, 0.90
レモン	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Lemons)	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Oranges)	
グレープフルーツ	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Grapefruit, Pommelos)	登録作物群;かんきつ (なつみかんの果実全体)
ライム	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Limes)	
その他のかんきつ類果実	2	5	○		0.5 米 (Fruit, citrus), 加 (Calamondins, Citrus citrons, Citrus hybrids, Kumquats, Tangerines)	0.88, 0.53 (カボス)
りんご	2	5	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Apples, Crabapples)	0.39, 0.80 【米国】0.12~0.59 (n=17)
日本なし	2	5	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Oriental pears)	0.28, 0.74
西洋なし	2	5	○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Pears)	登録作物群;なし (日本なし)
マルメロ	1		○		1 米 (Fruits, pome), 加 (Quinces)	【米国】りんごを参照
びわ	0.1		○		1 加 (Loquats)	<0.01, 0.02
もも	2	5	○		1.2 米 (Fruit, stone, except plum, prune)	0.69, 0.36
ネクタリン	1		○		1.2 米 (Fruit, stone, except plum, prune)	0.28, 0.42
あんず(アブリコットを含む)	3		○		0.2 米 (Plum, prune, fresh)	登録作物群;小粒核果類 (すもも)
すもも(ブルーを含む)	3	5	○		0.2 米 (Plum, prune, fresh)	0.12, 1.23
うめ	3		○		1.10, 0.62	1.10, 0.62
おうとう(チェリーを含む)	2		○		1.2 米 (Fruit, stone, except plum, prune)	0.92, 0.68
いちご	3	5	○		0.6 米 (Berry; low growing subgroups)	0.46, 1.38 【米国】0.04~0.24 (n=10)
ラズベリー	1.6	5	○		1.6 米 (Caneberry subgroup)	【米国】1.054, 0.779 (#) 登録作物群;ベリー類 (ブラックベリー)
ブラックベリー	1.6		○		1.6 米 (Caneberry subgroup)	【米国】0.302~0.564 (n=5)
ブルーベリー	2		○		1.6 米 (Bushberry subgroup)	<0.5, 1.0 【米国】0.0867~0.516 (n=6)
クランベリー	0.6		○		0.6 米 (Berry, low growing subgroups)	【米国】いちごを参照
ハuckleベリー	1.6		○		1.6 米 (Bushberry subgroup)	【米国】ブラックベリーを参照
その他のベリー類果実	2		○		1.6 米 (Bushberry, Caneberry, subgroup)	登録作物群;ベリー類 (ブルーベリー)
ぶどう	5	5	○		0.2 米 (Grape), 加 (Grapes)	2.88, 2.51, 1.47
かき	1		○			0.40, 0.20
バナナ			○			<0.05, <0.05
キウイ	0.2		○			
パパイア			○			
アボカド			○			
パイナップル			○			
グアバ			○			
マンゴー	1		○			0.44, 0.44 (#)
パッションフルーツ	0.7		○			0.04 (#), 0.30 (#)
なつめやし			○			
その他の果実	1	5	○		1 加 (Majhaws)	0.44, 0.47 (イチジク)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
					外国 基準値 ppm		
綿実	0.6	0.6			0.6	米 (Cotton, undelinted seed) 加 (Undelinted cotton seeds)	【米国】 <0.01~0.50 (n=14)
なたね その他のオイルシード		0.01			0.05	菜 (Cotton seed)	
		0.01			0.01	米 (Canola, seed), 加 (Rapeseed (canola))	
ぎんなん	0.1	0.1			0.1	米 (Nut, tree)	【米国】ペカンを参照
くり	0.1	0.1			0.1	米 (Nut, tree)	【米国】ペカンを参照
ペカン	0.1	0.1			0.1	米 (Nut, tree)	【米国】 0.009~0.047 (n=6)
アーモンド	0.1	0.1			0.5	米 (Almond, hulls)	【米国】 Nut; <0.01~0.022 (n=6)
くるみ	0.1	0.1			0.1	米 (Nut, tree)	【米国】ペカンを参照
その他のナッツ類	0.1	0.1			0.1	米 (Nut, tree, Pistachio)	【米国】ペカンを参照
茶	30	50	○・申				19.8(※), 21.4 (荒茶)
その他のスパイス	5		○		0.2	加 (Pepper hybrids)	2.0, 2.3 (さんしょう) (みかんの皮 2.76, 1.22)
その他のハーブ	5		○		3	加 (Argula, Corn salad, Dandelion leaves, Fresh chervil leaves, Fresh Florence fennel leaves and stalks)	2.4, 2.3 (はっか (スペアミント)) 【米国】 エシャロット 0.050~1.950 (n=6)
牛の筋肉	0.1	0.05			0.1	米 (Cattle, meat), 加 (Meat of cattle)	
豚の筋肉	0.1	0.05			0.1	米 (Hog, meat), 加 (Meat of hogs)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.05			0.1	米 (Goat, Sheep, meat), 加 (Meat of goats, Meat of sheep)	
					0.1	米 (Horse, meat), 加 (Meat of horses)	
					0.01	米 (mammalian)	
牛の脂肪	0.1	0.1			0.1	米 (Cattle, fat), 加 (Fat of cattle)	
豚の脂肪	0.1	0.1			0.1	米 (Hog, fat), 加 (Fat of hogs)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1			0.1	米 (Goat, Sheep, fat), 加 (Fat of goats, Fat of sheep)	
					0.1	米 (Horse, fat), 加 (Fat of horses)	
牛の肝臓	0.2	0.1			0.2	米 (Cattle, meat byproducts)	
豚の肝臓	0.2	0.1			0.2	米 (Hog, meat byproducts)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.1			0.2	米 (Goat, Sheep, meat byproducts)	
牛の腎臓	0.2	0.1			0.2	米 (Cattle, meat byproducts)	
豚の腎臓	0.2	0.1			0.2	米 (Hog, meat byproducts)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.1			0.2	米 (Goat, Sheep, meat byproducts)	
牛の食用部分	0.2	0.1			0.2	米 (Cattle, meat byproducts)	
豚の食用部分	0.2	0.1			0.2	米 (Hog, meat byproducts)	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.1			0.2	米 (Goat, Sheep, meat byproducts)	
乳 (牛乳、めん羊乳、山羊乳)	0.1	0.05			0.1	米 (Milk), 加 (Milk)	
鶏の筋肉	0.01	0.01			0.05	米 (Poultry, meat)	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01			0.01	米 (Poultry, meat)	
					0.05	米 (Poultry, meat)	
					0.01	米 (Poultry, meat)	
鶏の脂肪	0.01	0.01			0.01	米 (Poultry, fat), 加 (Fat of poultry)	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01			0.01	米 (Poultry, fat), 加 (Fat of poultry)	
鶏の肝臓	0.05	0.05			0.05	米 (Poultry, Liver), 加 (Liver of poultry)	
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05			0.05	米 (Poultry, Liver), 加 (Liver of poultry)	
鶏の腎臓	0.05	0.05			0.05	米 (Poultry, Edible offal of)	
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05			0.05	米 (Poultry, Edible offal of)	
鶏の食用部分	0.05	0.05			0.05	米 (Poultry, Edible offal of)	
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05			0.05	米 (Poultry, Edible offal of)	
鶏の卵	0.01	0.01			0.01	米 (Egg), 菜 (Eggs), 加 (Eggs)	
その他の家きんの卵	0.01	0.01			0.01	米 (Egg), 菜 (Eggs), 加 (Eggs)	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において設定された基準値については、網をつけて示した。
 登録有無の欄の「○」、「申」、「緊」は、それぞれ、現登録の有無、登録内容の変更、農林水産省からの緊急登録要請がなされたものであることを示す。
 【国名】として、基準設定の根拠とされた海外作物残留試験(米国)の該当結果を示す。
 (※) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセタミプリド

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.2
小豆類	2
えんどう	0.4
そらまめ	0.4
ばれいしよ	0.3
さといも類	0.2
やまいも	0.05
こんにゃくいも	0.2
てんさい	0.2
だいこん類の根	0.2
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	5
西洋わさび	0.05
はくさい	0.5
キャベツ	3
芽キャベツ	0.3
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	1
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 (注1)	5
チコリ	3
エンダイブ	3
しゅんぎく	5
レダス	5
その他きく科野菜 (注2)	3
たまねぎ	0.2
ねぎ	4.5
にんにく	0.02
にら	5
アスパラガス	0.5
わけぎ	3
その他のゆり科野菜 (注3)	0.2
パセリ	3
セロリ	3
みつば	5
トマト	2
ピーマン	1
なす	2
その他なす科野菜 (注4)	2
きゅうり	2
かぼちゃ	0.7
しろうり	2
すいか	0.3
メロン類果実	0.5
その他うり科野菜 (注5)	2
ほうれんそう	3
オクラ	1
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 (注6)	5

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 (注7)	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	1
びわ	0.1
もも	2
ネクタリン	1
あんず	3
すもも	3
うめ	3
おうとう	2
いちご	3
ラズベリー	1.6
ブラックベリー	1.6
ブルーベリー	2
クランベリー	0.6
ハuckleベリー	1.6
その他ベリー類 (注8)	2
かき	1
キウイ	0.2
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 (注9)	1
綿実	0.6
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 (注10)	0.1
茶	30
その他のスパイス (注11)	5
その他のハーブ (注12)	5

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 ※	0.1
豚の筋肉 ※	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ※ (注13)	0.1
牛の脂肪 ※	0.1
豚の脂肪 ※	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ※	0.1
牛の肝臓 ※	0.2
豚の肝臓 ※	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ※	0.2
牛の腎臓 ※	0.2
豚の腎臓 ※	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ※	0.2
牛の食用部分 ※ (注14)	0.2
豚の食用部分 ※	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ※	0.2
乳 ※	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 ※	0.01
その他の家きんの筋肉 ※ (注15)	0.01
鶏の脂肪 ※	0.01
その他の家きんの脂肪 ※	0.01
鶏の肝臓 ※	0.05
その他の家きんの肝臓 ※	0.05
鶏の腎臓 ※	0.05
その他の家きんの腎臓 ※	0.05
鶏の食用部分 ※	0.05
その他の家きんの食用部分 ※	0.05
鶏の卵 ※	0.01
その他の家きんの卵 ※	0.01

※ 畜産物においては、アセタミプリド及び代謝物IM-2-1
(N^1 -[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]- N^2 -シアノアセトア
ミジン) をアセタミプリドに換算したものの和をいうこ
と。

(注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注9) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボガド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注14) 「牛、豚、鶏等の食用部分」とは、牛、豚、鶏等の食用部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ミルベメクチン (Milbemectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し											
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。											
構造式	<p>ミルベメクチン A3 (M.A.3)</p>	<p>ミルベメクチン A4 (M.A.4)</p>										
	<p>M.A.₃とM.A.₄の混合物。 (ただし、存在比はM.A.₃(22~32%)、M.A.₄(60~70%)である。)</p>											
用途	農薬/殺虫剤											
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤 ダニ、昆虫及び線虫の神経系の塩素イオンチャンネルを活性化し、運動麻痺により殺虫活性を示すものと考えられている。											
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請:大豆、ピーマン、えだまめ等/ハダニ類、コナジラミ類											
我が国の登録状況	かんしょ、アスパラガス、かんきつ等に農薬登録がなされている。											
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 オーストラリアにおいて、いちごに基準値が設定されている。											
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 3 mg/kg 体重/day 安全係数 100											
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: M.A. ₃ 及び M.A. ₄ 。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準 (0.01ppm) が適用される。											
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">4.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td style="text-align: center;">12.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">3.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.9	幼小児 (1~6 歳)	12.3	妊婦	3.9	高齢者 (65 歳以上)	4.8
	TMDI/ADI 比 (%)											
国民平均	4.9											
幼小児 (1~6 歳)	12.3											
妊婦	3.9											
高齢者 (65 歳以上)	4.8											
	TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)											
意見聴取の状況	平成 21 年 12 月 8 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 2 月 4 日~同年 4 月 5 日 WTO 通報 コメント募集中 パブリックコメント手続き中											
答申案	別紙2のとおり。											

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.1	0.02	申			<0.02,<0.02
小豆類	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(あずき) <0.02(#),<0.02(#)(い んげんまめ)
えんどう		0.2				
そら豆		0.2				
らつかせい		0.2				
その他の豆類		0.2				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ	0.05	0.1	○			<0.010,<0.010
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
こんにやくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		5				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		5				
西洋わさび		0.02				
クレソン		3				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		5				
ケール		5				
こまつな		5				
きょうな		5				
チンゲンサイ		5				
カリフラワー		5				
ブロッコリー		5				
その他のあぶらな科野菜		5				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		5				
チコリ		5				
エンダイブ		5				
しゅんぎく		5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		5				
その他のきく科野菜	2	5	○			0.96,0.44(食用ぎく) 0.37,0.58(きく(葉))
たまねぎ		0.02				
ねぎ		5				
にんにく		0.02				
にら		3				
アスパラガス	0.3	3	○			<0.1/<0.1
わけぎ		3				
その他のゆり科野菜		3				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ	0.7	5	○			0.22(\$),0.16
セロリ	0.5	5	○			<0.08/<0.02,<0.2
みつば	1	5	○			0.37,0.46
その他のせり科野菜		5				
トマト	0.2	0.2	○			0.04(#),0.02(#)(トマト) 0.02,0.03(ミニトマト)
ピーマン	0.2	0.02	申			<0.01,0.050
なす	0.2	0.2	○			<0.04(#),<0.04(#)/ <0.04(#),<0.04(#)/ <0.02,<0.02/ <0.02,<0.02
その他のなす科野菜	0.2	0.2	○			0.04(#)/0.06(#)/ 0.04(#)/0.04(#)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04,<0.04
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.2				
しろうり		0.2				
すいか	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04,<0.04
メロン類果実	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04, <0.04,<0.04
まくわり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		5				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう	0.3	0.02	申			0.022(#),0.082(#)
未成熟いんげん	0.3	0.02	申			<0.02(#),0.08(#)(\$)
えだまめ	0.2	0.02	申			0.03,0.03
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	3	5	○			0.38,0.31(モロヘイヤ) 0.42,0.14(エンサイ) 0.09,0.09(ふだんそう) <0.02,<0.02(はすいも (葉柄)) <0.20,<0.20(さといも (葉柄)), 0.46,0.40(えごま(葉)) 0.63,0.54(食用金魚 草) 0.79,0.75(食用なでし こ) <0.04,<0.04(やまのい も(むかご) (しそ(葉))1.44(\$を参 照)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.2	0.2	○			<0.04(#),<0.04(#)/ <0.04(#),<0.04(#)/ <0.02(#),<0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			<0.04(#),<0.04(#)/ <0.04(#),<0.04(#)
レモン	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
ライム	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全 体を参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.5	○			<0.02(#),<0.02(#), <0.02(#),<0.02(#)(ゆ ず) (なつみかんの果実全 体を参照)
りんご	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)/ 0.03(#),<0.02(#)
日本なし	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)/ <0.02(#),<0.02(#)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なしを参照)
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)(果 肉) 0.18,<0.04/ 0.26(#),<0.04(#)(果皮)
ネクタリン	0.2	0.2	○			0.03(#),0.04(#)
あんず(アプリコットを含む。)		0.5				
すもも(プルーンを含む。)		0.5				
うめ		0.5				
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.5	○			0.08,0.03/ 0.12(#),0.04(#)
いちご	0.2	0.5	○		0.2 オーストラリア	<0.04,<0.04/ <0.02,0.03/ <0.02,0.05
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
ハックルベリー		0.5				
その他のベリー類果実		0.5				
ぶどう	0.2	0.5	○			<0.02,0.02/ 0.02,0.04/ 0.023,0.022
かき		0.2				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm				
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm					
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.1	0.2	○			<0.02,<0.02				
その他の果実		0.5								
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.02								
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.02								
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ		0.7		0.2	○				0.05,0.21(\$)/ 0.69(#),0.26(#)(荒茶) <0.04,<0.04/ <0.04(#),<0.04(#)(浸 出液)	
その他のスパイス				5						
その他のハーブ				5			○・緊			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ミルベメクチン

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.1
小豆類	0.2
かんしょ	0.05
やまいも(長いものをいう。)	0.1
その他のきく科野菜 ^{注1)}	2
アスパラガス	0.3
パセリ	0.7
セロリ	0.5
みつば	1
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注3)}	3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
おうとう(チェリーを含む)	0.3
いちご	0.2
ぶどう	0.2
パパイヤ	0.1
茶	0.7
その他のスパイス ^{注5)}	0.7
その他のハーブ ^{注6)}	5

※今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチンA3及びミルベメクチンA4の和をいう。

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅうんぎく及びレタス以外のものをいう。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ及びきこの類以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。

注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

アミスルブロム (Amisulbrom)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤 作用機構は、卵菌類のミトコンドリア内電子伝達系複合体ⅢのQ _i サイトの阻害であると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;あずき、レタス、みょうが等/茎疫病、べと病、根茎腐敗病										
我が国の登録状況	大豆、ばれいしょ、トマト、きゅうり等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.1 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口投与) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:アミスルブロム(親化合物)のみ。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>39.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	25.3	幼小児(1~6歳)	39.5	妊婦	19.3	高齢者(65歳以上)	27.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	25.3										
幼小児(1~6歳)	39.5										
妊婦	19.3										
高齢者(65歳以上)	27.7										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.08(\$),0.02
小豆類	0.2		申			0.02,0.03(\$)
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
てんさい	1		申			0.18,0.42(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3		申			<0.01,0.06(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	25		申			15.8,17.6
はくさい	10		申			2.68,4.30
キャベツ	3		申			<0.01, <0.01 / 0.48,
ケール	20		申			0.20 / 1.48(\$), 0.28
こまつな	15		申			(きょうな参照)
きょうな	20		申			8.68,6.72
チンゲンサイ	20		申			8.96,11.0(\$)
ブロッコリー	2		申			(きょうな参照)
その他のあぶらな科野菜	20		申			<0.01 / <0.01 / 0.90 / 0.98(\$) / 0.46, 0.29
レタス	10		申			8.82,2.34(のぞわな) (きょうな参照)
トマト	2	2	○			4.78,2.22
ピーマン	3		申			0.38,0.42(トマト) /0.43,0.66(ミニトマト)
なす	1		申			0.58,1.07(\$)
きゅうり	0.7	0.7	○			0.32(\$),0.14
メロン類果実	0.05	0.05	○			0.17,0.21(\$)
ほうれんそう	30		申			<0.01,<0.01
えだまめ	10		申			22.4(\$), 9.20 / 5.60, 2.91 / 9.04, 5.14
みかん	0.1		申			1.14,4.28(\$)
なつみかんの果実全体	2		申			0.02,<0.01(果肉) 0.78,0.58
レモン	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2		申			0.64(すだち)/0.41(かぼす) (なつみかんの果実全体参照)
いちご	0.05		申			<0.01,<0.01
ぶどう	5	3	○・申			0.36/1.20/2.46(\$)/1.96
その他のスパイス	15		申			6.60(\$), 4.13(みかんの果皮)
その他のハーブ	20		申			7.87,3.09(みょうが) (きょうな参照)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

アミスルプロム

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 ^{注1)}	0.2
てんさい	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25
はくさい	10
キャベツ	3
ケール	20
こまつな	15
きょうな	20
チンゲンサイ	20
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
ピーマン	3
なす	1
ほうれんそう	30
えだまめ	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他のスパイス ^{注4)}	15
その他のハーブ ^{注5)}	20

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペキア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

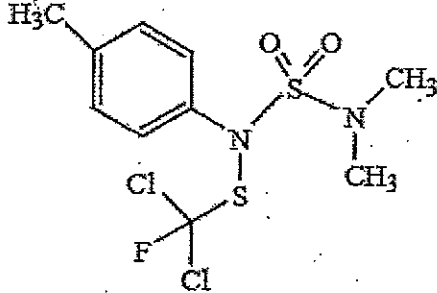
注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

トリルフルアニド(Tolyfluanid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	インポータランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	フェニルスルファミド系の殺菌剤 SH基阻害剤として、菌の様々な代謝を阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	インポータランス申請;とうがらし、高麗人参/炭疽病、灰色かび病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	仁果果実類、ぶどう、トマト等に国際基準が設定されている。 米国においてりんご、トマト等に、EUにおいてぶどう、たまねぎ等に、オーストラリアにおいてきゅうり、いちご等に、ニュージーランドにおいてぶどう、仁果果実類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.036 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 3.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:トリルフルアニド(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="576 1630 1423 1888"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake) 暴露評価対象物質:トリルフルアニド(親化合物)及びDMST</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	4.7	幼小児(1~6歳)	10.7	妊婦	3.8	高齢者(65歳以上)	4.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	4.7										
幼小児(1~6歳)	10.7										
妊婦	3.8										
高齢者(65歳以上)	4.1										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値*		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15		15		
ねぎ(リーキを含む。)	2	2		2		
トマト	3	3		3	2.0 アムカ	
ピーマン	2	2		2		
その他のなす科野菜	1		IT		2.0 韓国	【0.61(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1		1	2 オーストラリア	
その他の野菜	0.05		IT		0.2 韓国	【<0.025(＃)(韓国高麗人参)】
りんご	5	5		5	5.0 アムカ	
日本なし	5	5		5	1 ニューゼaland	
西洋なし	5	5		5	1 ニューゼaland	
マルメロ	5	5		5	1 ニューゼaland	
びわ	5	5		5	1 ニューゼaland	
いちご	5	5		5	3 オーストラリア	
ラズベリー	5	5		5	15 オーストラリア	
ブラックベリー	5	5		5	15 オーストラリア	
ブルーベリー		20			15 オーストラリア	
クランベリー		20			15 オーストラリア	
ハuckleベリー		20			15 オーストラリア	
その他のベリー類果実	0.5	0.5		0.5	15 オーストラリア	
ぶどう	3	3		3	11 アムカ	
その他の果実		0.5				
ホップ	50	50		50	30 アムカ	
その他のスパイス		0.5				
とうがらし(乾燥させたもの)	20			20		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(＃)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※ 参考基準値のうち、韓国の基準値は、トリルフルアニドとDMSTをトリルフルアニドに換算したものの和となっているが、作物残留試験成績欄にはトリルフルアニド本体のみの残留量を記載した。

トリフルアニド

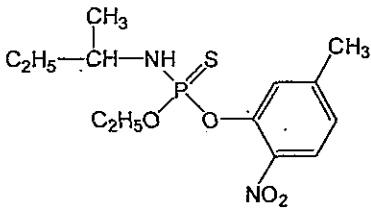
食品名	残留基準値
	ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
ねぎ(リーキを含む。)	2
トマト	3
ピーマン	2
その他のなす科野菜 ^(注1)	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
その他の野菜 ^(注2)	0.05
りんご	5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	5
びわ	5
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
その他のベリー類果実 ^(注3)	0.5
ぶどう	3
ホップ	50
とうがらし(乾燥させたもの)	20

(注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

ブタミホス(Butamifos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	有機リン系除草剤 主として生長点に強く作用して、微小管重合阻害により細胞分裂を阻害し、生育異常、さらには生育停止を起こして、雑草を枯死させることにより除草効果を発揮するものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	稲、ばれいしょ、はくさい、いちご等/畑地一年生雑草等										
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ、はくさい、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.008 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ブタミホス(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1518 1417 1778"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>5.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	5.8	幼小児(1~6歳)	10.5	妊婦	5.0	高齢者(65歳以上)	5.2
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	5.8										
幼小児(1~6歳)	10.5										
妊婦	5.0										
高齢者(65歳以上)	5.2										
意見聴取の状況	平成21年12月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年2月4日~同年4月5日 WTO 通報 コメント募集中 パブリックコメント手続き中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			0.001(#), <0.001(#), 0.004(#) / <0.01(#), <0.01(#)
小豆類 えんどう そら豆 らつかせい その他の豆類	0.02	0.05	○			<0.005(#), <0.005(#)
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む。) かんしよ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.2 0.02 0.01 0.05 0.02	0.2 0.05 0.2 0.05 0.05	○ ○ ○ ○ ○			0.030, <0.005 / <0.005, <0.005 /<0.01, <0.01 <0.005, <0.005 / <0.005, <0.005 <0.002, <0.002 <0.005(#), <0.005(#) / <0.01, <0.01 <0.005, <0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.01 0.02 0.02	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.002(#), <0.002(#) <0.001(#), <0.001(#) / <0.005, <0.005 <0.005(#), <0.005(#) / - <0.005 <0.005, <0.005 (ひろしまな)
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゆんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜	0.01	0.05	○			<0.001(#), <0.001(#) / 0.002(#), <0.001(#), 0.002(#)
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	0.02 0.03 0.01 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.005(#), <0.005(#) / 0.004(#), 0.003(#) <0.005(#), <0.005(#) (根 深ねぎ) / <0.01, <0.01 (葉ねぎ) <0.002, <0.002 / <0.002, <0.002 <0.01, <0.01 <0.01, <0.01 <0.01, <0.01(葉ねぎ) <0.01, <0.01(らっきょう)
にんじん パースニップ	0.03	0.05	○			0.008(#), 0.005(#) / 0.027(#), 0.004(#) / 0.002, 0.005

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パセリ	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 (せり)
トマト	0.02	0.05	○			0.003(#), 0.001(#)
ピーマン	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 <0.005(#), <0.005(#) / <0.005(#), <0.005(#) (ピーマン参照)
なす	0.02	0.05	○			
その他のなす科野菜	0.05	0.05	○			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005 / <0.005, <0.005
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01	0.05	○			<0.002, <0.002
しろうり		0.05				
すいか	0.01	0.05	○			<0.001(#), <0.001(#) / <0.001(#), <0.001(#)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.001(#), <0.001(#) / <0.01, <0.01
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005 (とうがん)
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
その他の野菜	0.02	0.05	○			<0.005(#), <0.005(#) (むかご) <0.005 / <0.005 (うど) <0.002, <0.002 (くわい) <0.005, <0.005 (わらび)
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご	0.05	0.05	○			<0.001(#), 0.021(#) / <0.01, <0.01
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
キウイ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 (葉ねぎ)
魚介類	0.03		申			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ブタミホス

食品名	残留基準値
	ppm
らっかせい	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしよ	0.01
こんにやくいも	0.02
はくさい	0.01
キャベツ	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.03
にんにく	0.01
にら	0.05
アスパラガス	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.05
にんじん	0.03
パセリ	0.02
その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.05
トマト	0.02
ピーマン	0.05
なす	0.02
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01
すいか	0.01
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.02
その他の野菜 ^{注6)}	0.02
いちご	0.05
その他のハーブ ^{注7)}	0.05
魚介類	0.03

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

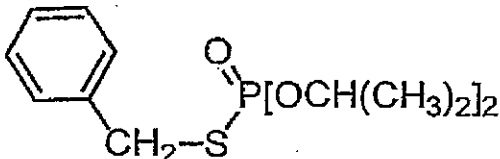
注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※芽キャベツ及びまくわうりについては、現行基準が削除される。

イプロベンホス (Iprobenfos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤、スクミリンゴガイ駆除剤										
作用機構	有機リン系殺菌剤 いもち病原菌等のリン脂質合成系を阻害することにより細胞膜を損傷させることで殺菌効果を示すと考えられている。また、本剤はスクミリンゴガイに対して殺菌効果を示すことが確認されている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／いもち病、紋枯病、小粒菌核病、スクミリンゴガイ										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.035 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 3.54 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: イプロベンホス(親化合物)のみ。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="574 1579 1420 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	3.5	幼小児(1~6歳)	5.9	妊婦	2.9	高齢者(65歳以上)	3.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	3.5										
幼小児(1~6歳)	5.9										
妊婦	2.9										
高齢者(65歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.2	0.2	○			0.002,0.003,0.003,0.011,0.019/ 0.007(#),0.003(#),0.009(#),0.024 (#),0.020(#)/ 0.007,0.08,0.035(#)/ 0.130(#),0.010(#)/ 0.042(#)/ 0.004,0.010,0.012,0.034(\$)/ 0.010(#),0.006(#),<0.005(#)/ 0.011(#),0.014(#),<0.005(#)/ 0.036(#),0.012(#)/ 0.087(#),0.039(#),0.120(#),0.034 (#)
魚介類	0.3					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

(別紙2)

イプロベンホス

食品名	残留基準値 ppm
米	0.2
魚介類	0.3

フルアクリピリム (Fluacrypyrim)

審議の対象	農薬の食品中の暫定的な残留基準の見直し										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤(殺ダニ剤)										
作用機構	各種ハダニに対して殺ダニ活性を示す。 作用機構は、ミトコンドリアにおける電子伝達系酵素複合体Ⅲの阻害による呼吸阻害作用であると推察される。										
適用作物／適用病害虫等	りんご、なし、かんきつ／リンゴハダニ、ミカンハダニ等										
我が国の登録状況	りんご、なし、かんきつに農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.059 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 5.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルアクリピリム(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	2.7	幼小児(1~6歳)	9.1	妊婦	2.3	高齢者(65歳以上)	2.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	2.7										
幼小児(1~6歳)	9.1										
妊婦	2.3										
高齢者(65歳以上)	2.7										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										